

令和7年7月7日

各分野の専門家が空き家の相談に応じます！ ～ 福島市空き家の無料相談会 ～

空き家所有者が抱える悩みや問題を解決するため、【福島市における空き家等対策に関する連携協定団体】と一体となって、法律・不動産・建築・金融・行政などの各専門家による無料相談会を開催します。現在参加者を募集しています。

記

1 日 時： 令和7年7月27日(日) 午前10時～午後2時(受付時間)

2 場 所： 市民センター 307会議室(五老内町3番1号)

3 定 員： 12組程度(先着順・予約制)

4 内 容

(1) 各分野の専門家が空き家の相談に応じます

- 空き家の売買や賃貸、不動産評価などに関すること
- 相続や登記に関すること
- 空き家の解体やリフォームに関すること
- 草木の手入れなど空き家の管理に関すること
- 上記に係る資金相談に関すること

(2) 相談員【福島市における空き家等対策に関する連携協定団体】

司法書士、行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士、宅地建物取引士、
シルバー人材センター、銀行、市職員

5 応募方法

市ホームページ(福島市空き家無料相談会の開催について)、
または下記URL、チラシに記載の QR コードから(24時間対応)
<https://logoform.jp/form/PBtX/861551>



担当:都市計画課 空家・空地対策室
課長 齋藤、主任 野木
電話 024-573-2751(直通)

空き家の

空き家でお困り
ですか?

空き地の
ご相談も

無料相談会

相続したけど
どうしたら
いいの?

解体費用って
どのくらい
かかるの?

空き家・空き地を
売りたい!貸したい!

空き家・空き地に関するお悩みやご相談に対し、
法律・不動産・建築・金融・行政等の専門家がお答えします!!

日時

2025 7/27 日
午前10時～午後2時

※予約制で1組40分程度の相談

場所

福島市市民センター
3階 307会議室 福島市五老内町3番1号

申込先

福島市都市計画課 空家・空地対策室
☎024-573-2751

※Zoomでの相談も可能です
※空き家になる前段階の相談も可能です

(主催)福島市・福島市における空き家等対策に関する連携協定団体

12組程度(予約制)

持参物(必須)

- 登記事項証明書
- 公図
- 建物の間取り図
- 建物の写真

オンライン
申込み



「空き家の無料相談会」申込書

相談カード

空き家の状況や相談内容がわかるとスムーズに相談が進みます。

時間帯やご相談内容によっては、お待ちいただく場合がございますのでご了承ください。

日程や時間帯が合わず、参加できない場合は、随時、都市計画課でご相談を受け付けます。

電話または
オンラインにて
ご予約ください

☎ 024-573-2751

※お電話にて相談内容の確認をいたしますので、下記事項の記入をお願いいたします。

参加方法		☐ ご来場 ☐ オンライン (Zoom)					
来場希望時間		☐ 午前10時 ☐ 午前11時 ☐ 午後1時 ☐ 午後2時 ※多数の来場者希望者がいる場合、来場時間を変更いただく場合がありますのでご了承ください					
相談者情報	名前	ふりがな	該当するものに○を付けてください 所有者【 本人 家族 親族 】 近隣住民 その他 ()				
	住所						
	電話番号						
空き家所在地		福島市	<table><tr><td>区域</td><td>市外化区域 市外化調整区域 都市計画区域外</td></tr><tr><td>※市記入欄</td><td></td></tr></table>	区域	市外化区域 市外化調整区域 都市計画区域外	※市記入欄	
区域	市外化区域 市外化調整区域 都市計画区域外						
※市記入欄							
相談内容		該当する相談項目に○を付け、具体的な相談内容をご記入ください（複数選択可）					
		1 売却・賃貸					
		2 相続・登記					
		3 資金の相談					
		4 除草等管理					
		5 解体・リフォーム					
		6 その他					

